

産業廃棄物処理行政に関する調査結果

2018年6月14日
公益社団法人リース事業協会

1. 調査の概要

当協会では、リース終了物件の適切な処分並びにリユース及びリサイクルを促進するため、都道府県及び政令市における（本年4月1日現在 47都道府県及び75政令市。以下、「都道府県等」とする。）産業廃棄物処理行政の実態を調査した。

2. 調査結果

■ 回答自治体数 47都道府県中 45都道府県、75政令市中 74政令市

(1) 域外発生産業廃棄物の搬入規制の有無

	自治体数	構成比 (n=119)	前年度比
規制している	62	52.1%	▲8
都道府県	33	27.7%	▲1
政令市	29	24.4%	▲7
政令市の規制はないが、都道府県において規制している	11	9.2%	—
都道府県	0	0.0%	—
政令市	11	9.2%	—
規制していない	44	37.0%	+2
都道府県	11	9.2%	0
政令市	33	27.7%	+2
その他	2	1.7%	0
都道府県	1	0.8%	0
政令市	1	0.8%	0

規制内容	自治体数
搬入禁止	4
事前協議	44
事前届出	10
その他	4

・「搬入禁止」と回答した自治体について、「事前協議」により承認を受け、産業廃棄物の搬入が認められる場合がある。

(2) 排出事業者に対する処理業者の現地確認義務を定める条例の制定状況

	自治体数	構成比 (n=119)	前年度比
制定している	32	26.9%	▲4
都道府県	17	14.3%	+2
政令市	15	12.6%	▲6
政令市として制定していないが、都道府県の条例等により現地確認を求めている	9	7.6%	—
都道府県	0	0.0%	—
政令市	9	7.6%	—
制定していない	78	65.5%	0
都道府県	28	23.5%	▲3
政令市	50	42.0%	+3

罰則の有無	自治体数
罰則あり	0
罰則なし	31

(3) その他排出事業者に係る規制を定める条例の制定状況

	自治体数	構成比 (n=119)	前年度比
規制がある	37	31.1%	+7
都道府県	14	11.8%	0
政令市	23	19.3%	+7
規制はない	82	68.9%	▲2
都道府県	31	26.1%	▲1
政令市	51	42.9%	▲1

・「規制がある」の内容は、排出事業者に対する規制は、産業廃棄物の保管に関する規制が多い。

(4) 行政処分した処理業者のホームページ公表

	自治体数	構成比 (n=119)	前年度比
公表している	100	84.0%	+1
都道府県	41	34.5%	▲2
政令市	59	49.6%	+3
公表していない	5	4.2%	0
都道府県	2	1.7%	+1
政令市	3	2.5%	▲1
その他	14	11.8%	+4
都道府県	2	1.7%	0
政令市	12	10.1%	+4

公表内容	自治体数
許可取消し	100
事業停止命令	91
改善命令	70
措置命令	79

・「その他」の内容は、処分例がない等となっている。

以上

産業廃棄物処理行政に関する調査結果(2018年度)

【質問内容】

問1 域外産業廃棄物の搬入について

- 規制している (SQあり)
- △政令市の規制はないが、都道府県において規制している
- ×規制していない
- その他

- (SQ) 搬入規制の内容について
- a. 搬入を禁止している
 - b. 事前協議が必要となる
 - c. 事前届出が必要となる
 - d. その他

問2 実地確認について

- 制定している (SQあり)
- △政令市として制定していないが、都道府県の条例等により実地確認を求めている
- ×制定していない
- 制定を検討している

- (SQ) 罰則の有無について
- a. 罰則がある
 - b. 罰則はない

※1 『 』内は参照する要綱・条例等

※2 網掛けした自治体は、2018年度調査に無回答のため2017年度調査の回答を掲載している。

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入		問2.実地確認	
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他	(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他 規制内容の概要・備考など	○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している	(SQ) a:罰則がある b:罰則はない 実地確認の概要・検討内容など
北海道	○	b 再生利用目的である等、条例規則第2条第6項を満たす場合に限り、道内搬入を認めている。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第24条～第30条参照 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/junkanjourei.htm	○	b 道内の排出事業者が1年以上にわたり継続して産業廃棄物の処分を処分業者に委託するときは、毎年1回以上定期的に規則で定めるところにより、当該委託に係る処分の実施状況、施設状況、保管状況等について確認し、その結果を記録の上、記録を5年間保存することを義務付けている。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第32条参照
旭川市	○	b 『旭川市廃棄物の処理に係る指導要綱』	△	『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』
札幌市	△	道外からの産業廃棄物の搬入については、北海道との事前協議を必要としている。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』	△	当市、函館市又は旭川市の区域外の事業者が、当市の区域内の処理業者に処分を委託した場合は、処分の状況の確認及び記録等を義務付けている。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』
函館市	△	当市を含む北海道全域において北海道が定める規定により北海道との事前協議が必要。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第24条の規定	△	・当市域外の排出事業者が当市域内の処理業者に処分を委託する際は、処分の状況の確認等を行うことが義務付けられている。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第32条の規定 ・尚、当市の排出事業者については、上記確認の義務付けが適用除外となっている。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第39条第2項の規定
青森県	○	b 『青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例』	×	
青森市	△	青森県にて青森市を含めた区域で県外産業廃棄物搬入の事前協議を行っている。	×	
八戸市	△	青森県が八戸市を含めた区域で県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議を行っている。	×	
岩手県	○	b	○	b 年に1回以上、実地又は実地調査者からの聴取等により確認すること。
盛岡市	△		○	b ・適正処理能力確認(年1回以上) ・実地確認(年1回以上) 『盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例』第21条の6
宮城県	○	b 最終処分場のみ限り、最終処分業者が事前協議を行う。 『産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準』第5-1-(17)イ	○	b 契約前及び契約後年1回、優良認定業者の場合は免除 『産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例』第8条 『産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則』第2条
仙台市	○	c 『仙台市産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』第12条	○	b 実地確認は必要に応じて行うように規定 『仙台市産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』第8条第2項
秋田県	○	b	×	

【質問内容】
問3 その他の規制について
 ○規制がある (SQあり) ——— (SQ) 規制の概要について記述して下さい。
 ×規制はない

問4 行政処分を受けた処理業者の公表の有無について
 ○ホームページで公表している。(SQあり) ——— (SQ) 公表内容等について
 ×ホームページで公表していない。
 △その他
 a. 許可取消し
 b. 事業停止命令
 c. 改善命令
 d. 措置命令

自治体	問3.その他の規制		問4.行政処分を受けた処理業者の公表の有無					
	○:規制がある(SQあり) ×:規制はない	規制の概要・備考など	(SQ) a:許可取消し b:事前停止命令 c:改善命令 d:措置命令					補足説明
			a	b	c	d		
北海道	○	排出場所以外の場所で産業廃棄物を道内の排出事業者自らが保管する場合の届出 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第31条、第34条、第35条参照	○	○	○	○	○	
旭川市	×		○	○	○			
札幌市	×		○	○	○	○	○	
函館市	×		○	○	○	○	○	
青森県	×		○	○	○	○	○	
青森市	×		○	○			○	
八戸市	×		○	○	○	○	○	
岩手県	○	屋外に産業廃棄物を保管する場合の記録義務 『循環型地域社会の形成に関する条例』第20条の2	○	○	○	○	○	
盛岡市	○	屋外に産業廃棄物を保管する場合の記録義務 『盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例』第21条の3	○	○	○	○	○	
宮城県	×		○	○	○	○	○	
仙台市	○	処理計画の作成及び管理責任者の設置 『仙台市産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』第5条～第7条 並びに分析試験実施等	○	○	○	○	○	
秋田県	×		△					環境省のホームページを紹介している。

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
	(SQ)	a:搬入禁止	b:事前協議	(SQ)	a:罰則がある	b:罰則はない
	規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など		
秋田市	△		秋田市内へ搬入する県外産業廃棄物は秋田県条例により事前協議が必要となる。『秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例』	×		
山形県	○	b		×		
福島県	○	c		○	b	
いわき市	○	b		○	b	委託しようとする処理業者にあらかじめ許可証の提示を求めてその事業の範囲を確認するとともに、当該処理業者が設置している産業廃棄物処理施設の現況等について確認(必ずしも実地確認を義務付けるものではない。)を行い、処理を委託しようとする産業廃棄物が遅滞なく、かつ、適正に処分できる状態であることを確認することを定めている。
郡山市	○	d	処分業者は、あらかじめ県外産業廃棄物処分受託届出書を提出	×		
福島市	○	d	県外廃棄物について処分の記録、処理実績報告書の提出等が必要 『福島市県外産業廃棄物処理指導要綱』	○	b	委託契約前に確認 『福島市県外産業廃棄物処理指導要綱』による指導
茨城県	○	b		○	b	回数や確認方法等の明確な規定はないが、処理施設等の現況調査等を行い、適正に処理が可能であることを事前に確認した上で、契約を締結することを排出事業者を義務付けている。 『茨城県廃棄物処理要項』第12条第1項第1号
栃木県	○	b	最終処分(埋立)を目的とした場合に限り、事前協議が必要。 『栃木県県外産業廃棄物の最終処分に関する指導要綱』	×		
宇都宮市	○	b	最終処分のみ	×		
群馬県	×			×		
高崎市	×			×		
前橋市	×			×		
埼玉県	□		建設系産業廃棄物を対象とした事前協議制度はあるが、それ以外のリース物件については対象外となる。	×		
川口市	×			×		
川越市	×			×		
越谷市	×			×		
さいたま市	×			×		
千葉県※	○	b	最終処分のみ 『千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』 http://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/kengai/law.html	×		
柏市	×			×		
千葉市	○	b		×		
船橋市	△		船橋市の規制はないが、千葉県は規制している。	×		
東京都	×			×		
八王子市	×			×		

自治体	問3.その他の規制		問4.行政処分を受けた処理業者の公表の有無					
	○:規制がある(SQあり) ×:規制はない	規制の概要・備考など	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 △その他	(SQ) a:許可取消し b:事前停止命令 c:改善命令 d:措置命令				補足説明
				a	b	c	d	
秋田市	×		×					
山形県	×		○	○	○	○	○	
福島県	○	『福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例』 『福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則』 『福島県産業廃棄物処理指導要綱』	○	○	○	○	○	
いわき市	×		×					
郡山市	×		○	○	○	○	○	
福島市	○	・産業廃棄物管理責任者の設置 ・自社運搬時の積替え保管に係る保管場所の届出 ・自社運搬・処分に係る産業廃棄物処理票の交付	△					2018年4月1日以降行政処分実績はないが、今後あれば公表する方針
茨城県	○	排出事業場外において排出事業者が自ら処理を行う場合は、自社処理票を作成し、処理行程を明確にしなければならない。 『茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例』第8条	○	○	○	○	○	
栃木県	×		○	○	○			
宇都宮市	×		○	○	○			
群馬県	×		○	○	○			
高崎市	×		○	○	○			
前橋市	×		○	○	○			
埼玉県	×		○	○	○		○	事案によっては、改善命令でも公表する場合があります。
川口市	×		△					事例がないため公表していないが、公表する基準はある。
川越市	×		○	○				
越谷市	×		○	○				
さいたま市	×		○	○	○	○		
千葉県※	○	具体的な条例は『千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例』を参照 http://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/tekiseika/law.html	○	○	○	○	○	
柏市	×		○	○				
千葉市	×		○	○	○	○	○	
船橋市	○	廃棄物処理票の作成、夜間の搬入搬出禁止等 『船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例』	○	○	○	○	○	
東京都	×		○	○	○	○	○	
八王子市	×		○	○	○	○	○	

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
	(SQ)	a:搬入禁止	b:事前協議	(SQ)	a:罰則がある	b:罰則はない
	規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など		
神奈川県	×			×		
川崎市	×			×		
相模原市	×			○	b	努力義務と定めている。 『相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例』第29条 『相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例等施行規則』第14条
横須賀市	×			×		
横浜市	×			×		
新潟県	○	b	『新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例』	○	b	『新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例』
新潟市	○	b	『新潟市産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例』	○	b	市内産業廃棄物の処分を委託しようとするときは、処分を受託しようとする者が設置している稼働状況を実地調査、又は電話その他の通信手段を用いて確認し、規則で定める事項を記録しなければならない。 『新潟市産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例』第7条 『新潟市産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例施行規則』第3条
富山県	○	b	『富山県産業廃棄物適正処理指導要綱』第3章	×		
富山市	○	b	『富山市廃棄物適正処理指導要綱』第15条	×		
石川県	○	b	『石川県廃棄物適正処理指導要綱』	○	b	委託しようとするときは、必要な施設並びに知識及び技能を有することを実地に確認するよう努めなければならない。廃棄物の処理の状況を定期的に確認するよう努めなければならない。
金沢市	○	b	『金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱』第3章	○	b	『金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例』第46条
福井県	○	b	『福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱』 http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/junkan/youkou.html	×		
山梨県	×			×		
長野県	○	b		○	b	

自治体	問3.その他の規制		問4.行政処分を受けた処理業者の公表の有無					
	○:規制がある(SQあり) ×:規制はない	規制の概要・備考など	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 △その他	(SQ) a:許可取消し b:事前停止命令 c:改善命令 d:措置命令				補足説明
				a	b	c	d	
神奈川県	×		○	○	○	○	○	
川崎市	×		○	○	○	○	○	
相模原市	○	産業廃棄物の生じた場所以外の場所(市の区域内に限る)において、当該産業廃棄物を100㎡以上の保管用地に保管する場合、事前の届出を必要としている。 『相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例』第30条 『相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例等施行規則』第15条～第18条	○	○	○	○	○	
横須賀市	×		○	○	○	○	○	
横浜市	×		○	○	○	○	○	
新潟県	×		○	○	○			
新潟市	×		○	○	○	○	○	
富山県	×		○	○	○	○	○	
富山市	×		○	○	○	○	○	
石川県	○	・建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を建設現場の外において、200㎡以上の面積の場所で保管する場合は届出が必要。 ・硫酸ピッチの生成及び保管の禁止 『ふるさと石川の環境を守り育てる条例』	○	○	○		○	改善命令は、公表の利益を勘案して、別途判断する。
金沢市	○	(1)工作物の新築、増築、改築もしくは除去に伴って生じた産業廃棄物等を保管する場合に、面積が200㎡以上である保管場所について届出が必要である。 『金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例』第42条 (2)廃棄物処理法第15条に規定する施設の設置又は構造の変更をしようとするときは、事前審査が必要となる場合がある。 『金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱』第2章 (3)廃棄物処理法第15条に規定する施設の設置者は、前年度に処理した産業廃棄物の処理実績を次年度の6月30日までに報告する必要がある。 (4)特別管理産業廃棄物管理責任者の設置又は変更した場合は、30日以内に市長に報告する必要がある。 (5)特別管理産業廃棄物を生ずる事業所の設置者は、前年度に処理した(委託を含む)特別管理産業廃棄物の処理実績を次年度の6月30日までに報告する必要がある。 (3)、(4)及び(5)『金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則』第21条	○	○	○	○	○	
福井県	×		○	○	○	○	○	
山梨県	×		○	○	○	○	○	
長野県	×		○	○	○	○	○	

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
	(SQ)	a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他	規制内容の概要・備考など	(SQ)	a:罰則がある b:罰則はない	実地確認の概要・検討内容など
長野市	○	b	最終処分をする場合に限る。	○	b	排出事業者は処理業者等に産業廃棄物の処理を委託する場合、不適切な処理が行われないよう調査や確認を行う。 『長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例』第20条第1項
岐阜県	○	c	『岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例』第20条	○	b	毎年1回以上、優良産廃処理業者の場合は免除 『岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例』第18条
岐阜市	△		事前届出の義務を定めている。 岐阜県が定める『岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例』第20条	△		排出事業者による事前確認の義務を定めている。 岐阜県が定める『岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例』第18条
静岡県	○	b	『静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例』	○	b	産業廃棄物の処理を委託する前に実施し、契約が1年以上に及ぶ際には、1年に1回以上行うこと。ただし、優良認定業者に委託する場合には免除している。
静岡市	○	b		○	b	委託契約前に委託期間が1年以上に及ぶ場合は1年に1回以上実地確認を行うこととする。また、優良認定業者に委託する場合は、インターネットでの公開情報を確認することにより現地確認とすることができる。
浜松市	○	b	県外からの産業廃棄物の処分を当市の優良認定業者に委託する場合は、事前協議免除 『浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例』第13条	○	b	年1回、優良認定業者及び直前5年間の産業廃棄物平均発生量が10t未満の小規模排出事業者の場合は、実地確認免除。 『浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例』第10条
愛知県	○	c	『廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』	○	b	排出事業者は委託先の処理業者が処理能力を有することを少なくとも年1回は実地確認しなければならない。ただし、優良認定業者に委託する場合は処理業者がインターネット上で公開している情報の確認で良いものとする。尚、罰則ではないが、条例改正(2018年3月27日公布)により、確認義務に違反している場合に確認すべきことを勧告し、さらに勧告に従わない場合にその旨を公表する規定を設けた。(2018年10月1日施行)
岡崎市	△		事前の届出が必要。 『愛知県廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』の適用。	△		『愛知県廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』の適用。
豊田市	○	c	『豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例』	○	b	契約前及び契約後の年1回以上行い、確認した事項の記録を5年間保存することを義務付けている。優良認定業者に委託する場合は、実地の確認は省略可。
豊橋市	△		事前届出 『愛知県廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』	△		『愛知県廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』
名古屋市	○	c	『名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例』	○	b	年1回目安。優良認定業者の場合は、ホームページ等による間接的な確認でも可。 『名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する規則』

自治体	問3.その他の規制		問4.行政処分を受けた処理業者の公表の有無					
	○:規制がある(SQあり) ×:規制はない		○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 △その他					
	規制の概要・備考など		(SQ) a:許可取消し b:事前停止命令 c:改善命令 d:措置命令 a b c d 補足説明					
長野市	○	産業廃棄物の運搬又は処分を委託した場合において、市内で不適正処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、市長へ報告しなければならない。 『長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例』第20条第2項	○	○	○	○	○	
岐阜県	○	一定規模以上の産業廃棄物排出事業者に対する産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物管理責任者の選任について届出を義務付け 『岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例』第17条	○	○	○	○	○	
岐阜市	○	産業廃棄物処理計画書の作成等を定めている。 岐阜県が定める『岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例』第17条	○	○	○	○	○	
静岡県	○	・産業廃棄物管理責任者の設置 ・委託先による不適正処理への必要な措置の実施及び県への報告 『静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例』	○	○	○		○	
静岡市	○	・事業場ごとに産業廃棄物管理責任者を設置すること。 ・県外産業廃棄物の搬入状況を年度ごとに報告すること。	△					法違反を理由とする告発を行ったときは、その内容を公表することができる。
浜松市	○	・産業廃棄物管理責任者の設置及び報告(直前5年間の産業廃棄物平均発生量が10t未満の小規模排出事業者は除く) ・前年度における県外産業廃棄物の搬入量の報告(県外産業廃棄物の処分を当市の優良認定業者に委託する場合は除く) 『浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例』第8条、第16条	○	○	○	○	○	
愛知県	○	建設廃棄物又は廃タイヤを屋外において100㎡以上の規模で保管しようとする者は事前に届出なければならない。 『廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』	○	○	○	○	○	
岡崎市	×		○	○	○	○	○	
豊田市	○	・建設廃棄物又は廃タイヤを屋外において100㎡以上の規模で保管する場合に事前に届出が必要。 ・特別管理産業廃棄物が発生する事業所を設置した場合に届出が必要。	○	○	○	○	○	ただし、処分から5年間
豊橋市	○	特定管理産業廃棄物発生事業場設置報告書 『豊橋市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則』第22条	○	○	○	○	○	
名古屋市	○	・100㎡以上の屋外において特定の産業廃棄物等を保管する場合に届出が必要となる。 ・特別管理産業廃棄物が発生する事業場は届出が必要である等 『名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例』 『名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する規則』	○	○	○	○	○	

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
	(SQ)	a:搬入禁止	b:事前協議	(SQ)	a:罰則がある	b:罰則はない
	規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など		
三重県	○	c	『三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例』第9条	○	b	・自ら実地に調査・確認すること若しくは、自らの責任において実地に調査している者から聴取・確認する。 ・処分を委託しようとする場合に行うものとし、確認した日から1年を経過した日以後引き続き委託しようとするときも同様とする。 『三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例』第7条
滋賀県	×			×		
大津市	○	d	年間200t以上の搬入について、最終処分場への搬入は事前協議、中間処理施設への搬入は事前届出が必要となる。 『大津市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』	×		
京都府	×			×		
京都市	×			×		
大阪府	×			×		
大阪市	×			×		
※堺市	×			×		
高槻市	×			×		
豊中市	×			×		
東大阪市	×			×		
枚方市	×			×		
八尾市	×			×		
兵庫県	×			×		
明石市	×			×		

自治体	問3.その他の規制		問4.行政処分を受けた処理業者の公表の有無					
	○:規制がある(SQあり) ×:規制はない	規制の概要・備考など	○:ホームページで公表している。(SQあり) ×:ホームページで公表していない。 △その他	(SQ) a:許可取消し b:事前停止命令 c:改善命令 d:措置命令				補足説明
				a	b	c	d	
三重県	○	保管場所に係る届出あり。 『三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例』第8条	○	○	○	○	○	
滋賀県	×		○	○	○	○	○	
大津市	×		○	○	○	○	○	
京都府	○	自社産業廃棄物を排出した事業場以外で保管する場合で、その保管面積が300㎡以上の場合、保管用地届が必要等 『京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例』による規制	○	○	○	○	○	
京都市	×		○	○	○	○	○	
大阪府	×		○	○	○		○	
大阪市	○	すべての産業廃棄物を発生場所以外の場所で保管する場合、保管場所の敷地面積が200㎡以上の場合は、事前に届出が必要となる。	○	○				
※堺市	×		○	○	○		○	
高槻市	×		△					公表事例はないが、必要に応じて検討する。
豊中市	×		△					事例がないため公表していないが、事例が生じた際には公表について判断する。
東大阪市	○	・事業上ごとに産業廃棄物管理責任者を設置すること。 ・産業廃棄物を事業場外で保管する場合で、敷地面積が300㎡以上の場合は事前に届出が必要となる。 『東大阪市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例』	△					事例がないため公表していないが、事例が生じた際には公表について判断する。
枚方市	×		○	○	○	○	○	
八尾市	○	・産業廃棄物管理責任者の設置 ・自社産業廃棄物を発生現場以外の場所で保管する場合で、保管面積が300㎡以上の場合は、事前に届出が必要となる。	△					事例がないため公表していないが、事例が生じた際には公表について判断する。
兵庫県	×		○	○	○	○	○	
明石市	○	排出事業者が自らの産業廃棄物を排出場所以外の100㎡以上の土地において、保管する場合は届出を義務付けている。 『明石市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例』	○	○	○	○	○	

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
	(SQ)	a:搬入禁止	b:事前協議	(SQ)	a:罰則がある	b:罰則はない
	規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など		
尼崎市	×			×		
神戸市	×			×		
西宮市	×			×		
姫路市	×			×		
奈良県	×			×		
奈良市	×			×		
和歌山県	○	b	原則搬入禁止だが、一定の要件を満たす場合は事前協議の上搬入することができる。	×		
和歌山市	×			×		
鳥取県	×			×		
鳥取市	×			×		
島根県	○	b	『島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱』	×		
松江市	○	b	『松江市産業廃棄物の処理に関する指導要綱』	×		
岡山県	○	b	『廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則』第20条	×		実地確認について義務付けてはいないが、「排出事業者は、発生した産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者(再生利用業者を含む。以下同じ。)に委託する場合は、産業廃棄物処理業者の許可内容、産業廃棄物関係施設の現況や能力、処理方法等を調査し、委託に係る産業廃棄物の適正な処理が可能であることを確認するとともに、産業廃棄物処理業者に対し、産業廃棄物の種類、性状その他処理に必要な情報を提供するものとする。」としている。 『岡山県産業廃棄物適正処理指導要綱』第3条第2項
岡山市	○	b		×		
倉敷市	○	b		×		

自治体	問3.その他の規制		問4.行政処分を受けた処理業者の公表の有無					
	○:規制がある(SQあり) ×:規制はない	規制の概要・備考など	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 △その他	(SQ) a:許可取消し b:事前停止命令 c:改善命令 d:措置命令				補足説明
				a	b	c	d	
尼崎市	○	産業廃棄物が発生する場所及び産業廃棄物処理施設の敷地内以外で、100㎡以上の面積の土地に当該産業廃棄物を保管する場合に届出を義務付け 『尼崎市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例』	△					環境省システムにて公表
神戸市	×		○	○	○	○	○	
西宮市	×		△					環境省システムにて公表
姫路市	○	産業廃棄物の保管届:産業廃棄物が発生する場所及び産業廃棄物処理施設の敷地内以外で、100㎡以上の面積の土地に当該産業廃棄物を保管する場合に届出を義務付け 建設資材廃棄物引渡完了報告:床面積80㎡以上、又は請負金額500万円以上の解体工事で排出される建設資材廃棄物の処理業者への引渡し完了報告を義務付け 『姫路市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例』	○	○	○	○	○	
奈良県	×		△					環境省のホームページで公表
奈良市	×		○	○				
和歌山県	×		×					
和歌山市	×		○	○			○	2012年4月1日以降についての公表
鳥取県	×		○	○	○	○	○	
鳥取市	×		△					2018年4月から政令市になり、現時点ではまだ行政処分を行った案件はない。
島根県	×		○	○	○	○	○	
松江市	×		○	○	○	○	○	
岡山県	○	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん、これらを処分するために処理したもの及び自動車等破砕物を排出する事業者は、産業廃棄物の分析証明書を保有しなければならない。 『廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則』第9条	○	○	○	○	○	
岡山市	×		△					おかやま廃棄物ナビの(ホームページ)で公表
倉敷市	○	事業者に対して、事業活動に伴って生じた産業廃棄物(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ)について、pH、油分、有害物質についての分析証明書を保有し、処分を行う場合は収集運搬業者、処分業者へ分析証明書を交付するよう定めている。	△					行政処分はホームページ『おかやま廃棄物ナビ』で公表している。

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認				
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している				
	(SQ)	a:搬入禁止	b:事前協議	c:事前届出	d:その他	(SQ)	a:罰則がある	b:罰則はない
	規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など				
広島県	○		b	『県外産業廃棄物の県内搬入処理に係る事前協議に関する要綱』 http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i2-kengai-kengai-top.html	○		b	事業者は、産業廃棄物の処理を委託しようとするときは、受託者から運搬車両、保管施設、処理施設等の状況を聴取する方法その他の規則で定める方法により、受託者が当該産業廃棄物を適正に処理する能力を備えていることを確認しなければならない。 『広島県生活環境の保全等に関する条例』第86条 『広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則』第71条の規定 http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/b-b4-index22-6.html
呉市	□			放射性物質に汚染され、又は汚染のおそれがある場合は、事前協議が必要である。	△			『広島県生活環境の保全等に関する条例』第86条の規定が適用。
広島市	×				△			『広島県生活環境の保全等に関する条例』第86条
福山市	○		b	『福山市県外産業廃棄物の市内搬入処理に係る事前協議に関する要綱』	△			『広島県生活環境の保全等に関する条例』を適用。
山口県	○		c		○		b	排出事業者は産業廃棄物の処理を委託しようとするときは、産業廃棄物処理業者の処理施設を実地調査するか、実地調査している者から聴取し、その結果を記録することを義務付けられている。 『山口県循環型社会形成推進条例』
下関市	×				×			
徳島県	○		b	『徳島県産業廃棄物処理指導要綱』第23条	×			
香川県	○		a		○		b	処理施設の現況を把握するよう定めているが、具体的な頻度等の定めはない。
高松市	○		b		×			
愛媛県※	○		a	『愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱』	×			
松山市	○		b		×			
高知県	○		b		×			
高知市	○		a	ただし、事業者が協議書を提出し、その承認を得たときは、この限りでない。 『高知市産業廃棄物処理指導要綱』第13条第1項の規定	×			
福岡県	○		c	県外産業廃棄物を処分する県内処分業者からの事前届出が必要となる。 『福岡県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する要綱』	×			
大牟田市	×				×			
北九州市	○		d	搬入量により届出が必要。 『北九州市産業廃棄物の広域移動に伴う処理の適正化に関する要綱』	×			
久留米市	×				×			
福岡市	○		c	『福岡市県外産業廃棄物搬入の事前届出に関する要綱』	×			
佐賀県	○		b	『佐賀県産業廃棄物適正処理指導要綱』	×			
長崎県	○		b		○		b	努力義務として明記している。 『長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱』
佐世保市	○		b		○		b	事業場の定期的確認等努力義務 『佐世保市廃棄物適正処理指導要綱』第5条第5項

自治体	問3.その他の規制		問4.行政処分を受けた処理業者の公表の有無					
	○:規制がある(SQあり) ×:規制はない	規制の概要・備考など	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 △その他					
			(SQ)	a:許可取消し	b:事前停止命令	c:改善命令	d:措置命令	補足説明
			a	b	c	d		
広島県	×		○	○	○		○	
呉市	×		○	○	○		○	
広島市	×		○	○	○		○	
福山市	×		○	○	○		○	
山口県	○	・産業廃棄物の排出事業場外保管の事前届出 ・事故時の措置の報告 『山口県循環型社会形成推進条例』	○	○	○	○	○	
下関市	×		○	○	○	○	○	
徳島県	×		○	○				
香川県	×		○	○	○	○	○	
高松市	×		○	○				
愛媛県※	×		○	○	○		○	
松山市	×		○	○	○	○	○	
高知県	×		○	○	○			
高知市	×		○	○	○			
福岡県	×		○	○	○	○	○	
大牟田市	×		×					
北九州市	×		○	○	○	○	○	
久留米市	×		○	○	○	○	○	
福岡市	○	・建設汚泥の自ら利用、建設廃棄物の自ら利用について、事前届出が必要となる。 ・建設現場等において産業廃棄物の予定発生数量が500m ³ を超える場合は、事前届出が必要となる。 『建物汚泥の「自ら利用」に係る事務処理要領』 『建設廃棄物の自ら利用に係る事務処理要領』 『産業廃棄物処理計画書の提出について』	○	○	○	○	○	
佐賀県	×		○	○	○	○	○	
長崎県	×		○	○	○	○	○	
佐世保市	○	排出事業者の特定が困難な産業廃棄物であるとき等は、協議内容の変更等の指導を行う。 『佐世保市廃棄物適正処理指導要綱』第18条第1項	○	○	○	○	○	

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
	(SQ)	a:搬入禁止	b:事前協議	(SQ)	a:罰則がある	b:罰則はない
	規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など		
長崎市	○	b	『長崎市産業廃棄物適正処理指導要綱』第18条参照	○	b	排出事業者の責務として、処理事業場の定期的な確認等を求めている。 『長崎市産業廃棄物適正処理指導要綱』第5条第5項参照
熊本県	○	b		○	b	氏名公表制度有
熊本市	×			×		
大分県	○	b	『大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例』	×		
大分市	△		県外から搬入される産業廃棄物については、大分県が一括して事前協議を行っている。市内搬入分については、県から意見を求められる。	×		
宮崎県	○	a	『宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱』	×		
宮崎市	○	a	ただし、あらかじめ協議をしてその承認を受けた場合を除く。 『宮崎市県外産業廃棄物の市内搬入処理に関する指導要綱』	○		努力義務の規定あり 『宮崎市産業廃棄物適正処理指導要綱』
鹿児島県	○	b		×		
鹿児島市	○	b		×		
沖縄県	×			×		
那覇市	×			×		

自治体	問3.その他の規制		問4.行政処分を受けた処理業者の公表の有無					
	○:規制がある(SQあり) ×:規制はない	規制の概要・備考など	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 △その他	(SQ) a:許可取消し b:事前停止命令 c:改善命令 d:措置命令				補足説明
				a	b	c	d	
長崎市	○	排出事業者の責務として、産業廃棄物の発生量の抑制、発生した産業廃棄物の市内における循環利用及び適正処理等を求めている。 『長崎市産業廃棄物適正処理指導要綱』第5条第1項～第4項	○	○	○	○	○	
熊本県	×		×					
熊本市	×		○	○	○	○	○	
大分県	○	『大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例』	○	○	○			
大分市	×		○	○	○			
宮崎県	×		○	○	○			
宮崎市	×		○	○	○			
鹿児島県	○	事前協議が必要となる。	○	○	○	○	○	
鹿児島市	×		○	○	○	○	○	
沖縄県	×		○	○	○	○	○	
那覇市	×		○	○	○	○	○	